

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

15歳で逝った（ショートステイ中、障害者施設の階段で転落死）晃平（知的障害と自閉症）
やりたいことがいっぱいあったらうに
残された親と「きょうだいたち」は、「障害者は、生きていても社会に対する利益がないケース」で、慰謝料は払うが、逸失利益はゼロ円と言われた
コップを一個破損しても迷惑料（慰謝料）とコップの損害を償うことが社会の常識ではないでしょうか。それなのに
働ける者のみにしか価値はないのでしょうか？
障害者の命には、平等も人権も尊厳もないのでしょうか？
障害者は、コップ一個にも値しないのでしょうか？
私たち親子は、この理不尽を解決したいのです。
ご理解とご支援をお願いします。



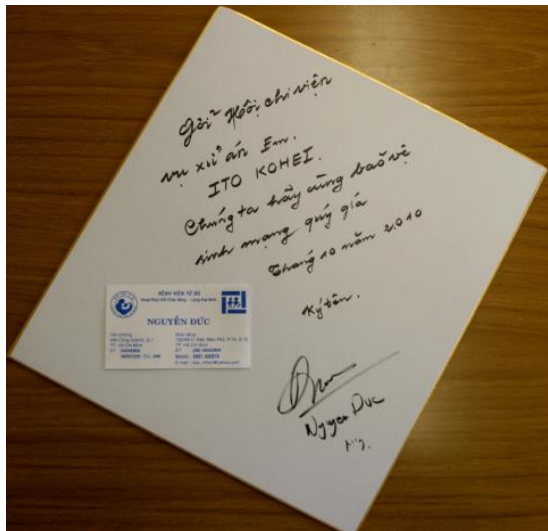
提出署名を前にして

8647人の署名提出となる

十二月二十日、名古屋地裁に、六人で、第五回目の署名提出行動を行いました。（第1回は、今年2月）
今回は、著名な郷 成文弁護士を始め1200人分を提出し、これで8647人分を提出しました。
ホームページに詳細を掲載していただきます。ご覧いただければ幸いです。
引き続き署名にご協力をお願いします。

- ☆ 守山法律事務所へ、このほど、郷 成文弁護士を始め、456人の署名が届けられました。コメントの一部をご紹介します。
- ☆ ……命の平等と尊厳を求めての裁判、みなさん共感いたしました。今井さんも署名を集めて下さいました。誰にも等しく人権が守られる社会をめざしてがんばらねば、との思いを新たにしました。（猪飼）
- ☆ 近所の女性たちは、保険会社の云い分を聞くと、異口同音に「なんて事をー」と書いてくれました。（服部）
- ☆ ……伊藤晃平君の記事、また先生の見解を読ませていただき、深く賛同しております。私の友人たちも喜んで署名してくれました。……（加山）
- ☆ ……私も現在障害者の一人として、本当に気の毒な状況であり一生懸命頑張って居られる方に、署名に参加出来れば。カンパを同封します。……（瀧野）

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース NO 16 発行 2010年12月24日
〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 T&F 0568-83-9178
メール関係 ochiai-yukitsugi@mopera.net http://smile.sa-suke.com/（晃平君の逸失利益裁判 でも検索可）
会費とカンパは、郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160まで。



ベトナムのドクさんから激励

2010年10月16日、ベトナムの結合性双生児のドクさんから、滋賀大名誉教授の藤本文朗氏を介して、伊藤晃平君裁判を支援する会に激励の色紙が寄せられました。「命の重みは誰もおなじ」と

「憲法の精神 命は平等」

施設内の事故で亡くなった重度障害の少年が、将来得られたはずの「逸失利益」をゼロと評価され、賠償額を不当に低く抑えられたとして、遺族が補償のあり方をめぐる裁判を名古屋地裁で争っている。根拠は「法の下の平等」をつたった憲法一四条だ。あす三日は憲法記念日。遺族は問う。「命の価値は働くことだけなのか」と。

少年は重度の知的障害があった名古屋守山区の故伊藤晃平さん。当時(右)。同市北区の短期入所施設に宿泊

障害児「逸失利益ゼロ」 名地裁で遺族争う

出入り口があれば勝手に出て行ってしまっ。母啓子さん(左)は社会生活になじませようと施設に通わせていた。三回目的宿泊で事故は起きた。障害のない同世代なら六千万円程度が見込まれる賠償額を、損害保険会社は四分の一の約千五百万円と算定。障害のため将来の収入を想定できず、逸失利



亡くなる直前、動物園で姉巻と写真に納まる晃平さん(2007年11月、愛知県豊橋市で(遺族提供))

益をゼロと見積もったため。納得できない啓子さんらは昨年五月、施設側に逸失利益四千万円

を含む約七千万円の損害賠償を求め提訴。逸失利益の算定方法を「命の差別」と批判し、全労働者の平均賃

憲法一四条 「すべて国民は、法律の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と

平等原則を規定。最高裁は「合理的根拠に基づかない限り、差別的な取り扱いを禁止する趣旨」と判示している。

金で計算した。施設側は安全配慮に過失があったことを認める。だが、逸失利益は「算定できない。差別でなく合理的区別」と主張する。

死亡事故の賠償額は、治療費など実際に支払った損害と逸失利益(精神的損害(慰謝料)を合算する方法が裁判で定着している。逸失利益次第で賠償額に大差が出る。

昨年十二月には青森地裁が重度知的障害者(当時(右))の死亡事故で逸失利益六百万円を認める判決をした。だが「一定程度の就労可能性はある」との判断で、収入見込みから算定する手法は従来と同じだ。名古屋大の本秀紀教授(憲法)は「命の価値や遺族にとっての重みは量れないからこ

は、治療費など実際に支払った損害と逸失利益(精神的損害(慰謝料)を合算する方法が裁判で定着している。逸失利益次第で賠償額に大差が出る。三月八日、晃平さんが通っていた特別支援学校で同級生の卒業式があり、晃平さんの遺影も並んだ。式後、遺族の元に戻った遺影は指紋だらけ。「みんなが触ったみたい。晃平が出てくるとでも思ったのしょうか」。目を細める啓子さん。「晃平は働いたためだけに生まれてきたわけじゃないんです」

- 弁護団 岩月 浩二 (守山法律事務所)
- 中谷 雄二 (名古屋共同法律事務所)
- 協同代表 荒木 照世 (元名古屋市立特別支援学校教員)
- 原山 恵子 (名古屋第一法律事務所弁護士)
- 本 秀紀 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
- 事務局長 落合 幸次 (元みなと医療生協診療所事務長)

概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋市・十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人M福祉会のショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★M福祉会は、話し合いを求めても会議中とか不在を理由に面会を避け、あげくに、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いに来たのは保険会社だけでした。A損害保険会社の担当者、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言って、慰謝料は払うが損害賠償はゼロだと言うのです。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか? ★障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて不本意ながら裁判となりました!

障害者の尊厳を光に!